

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第68号）
（保健福祉局子育て支援部保育課）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行により児童福祉法（以下「法」という。）の一部が改正されることに伴い必要な措置を講じる必要があるため、条例を一部改正することとしました。

主な内容は次のとおりです。

1 開所時間の変更

保育所の開所時間を次のとおり変更することとしました。

現 行	改 正 後
午前8時30分から午後5時まで	午前7時から午後6時までを標準として、保育所ごとに市長が定める。

2 利用資格の変更

保育所を利用することができる者を次のとおり変更することとしました。

現 行	改 正 後
法第24条第1項に規定する保育が必要であると認められる乳児又は幼児	(1) 子ども・子育て支援法第20条第4項後段に規定する支給認定子ども（同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもにあつては、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者に限る。） (2) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を利用する者 (3) 法第24条第5項又は第6項の規定により保育所に入所させることが必要であると認められる者

3 保育費用を徴収する根拠の設定

これまで法第56条第3項の規定により保育費用を徴収することとしてきたところ、当該規定が改正され、保育費用を徴収する根拠規定が存在しなくなることから、条例にその根拠となる規定を置くこととしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第68号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(開所時間及び休所日)

第3条 保育所の開所時間は、午前7時から午後6時までを標準として、保育所ごとに別に定める。

2 保育所の休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開所時間及び休所日を変更することができる。

第4条の見出し中「入所資格」を「利用資格」に改め、同条第1項中「に入所する」を「を利用する」に、「法第24条第1項に規定する保育が必要であると認められる乳児又は幼児」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 子ども・子育て支援法第20条第4項後段に規定する支給認定子ども（同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもにあつては、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者に限る。）

(2) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を利用する者

(3) 法第24条第5項又は第6項の規定により保育所に入所させることが必要であると認められる者

第4条第2項中「保育所」を「前項第1号に掲げる者に係る保育所」に、「市長が」を「別に」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育所の利用を制限することができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

第6条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え、「ついて」を「関し」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(保育費用の徴収)

第6条 市長は、保育所を利用する者の保護者（子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して別に定める保育費用を徴収することができる。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

(保育費用の還付)

第7条 既納の保育費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(保育費用の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育費用を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)